

協22AD第5号
平成22年9月9日

法務省民事局長
原 優 殿

財団法人日本ユニセフ
会長 赤松 良子



「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」に関する
(財)日本ユニセフ協会の意見

法制審議会において、児童虐待防止関連親権制度の見直しが図られていることに敬意を表します。この度その中間試案に対するパブリックコメントを述べる機会を捉え、ユニセフを日本の市民社会に対して代表する日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)の公式見解として次の如く意見書を提出します。

記

「中間試案」中、「第3その他」の「2懲戒」において「懲戒に関する規定を見直すことについては、なお検討するものとする。」とされておりますが、児童虐待防止法が数次の改訂にも拘わらず必ずしも家庭内児童虐待に対する抑止力を発揮しているとは言えない背景に民法822条があると考えられるので、

民法822条(懲戒)第1項、第2項については、これを削除すべきと考える。

従って「懲戒に関する規定を見直すこと」を検討課題とするに止まらず、児童虐待防止法の改定と並行して本件を実行に移すことを強く要望します。

理由:

本条における「懲戒」という語句には、一般社会通念として「戒告」以上の厳罰を想起させ、これが児童に関して用いられる場合、「体罰」を是認する如きであり、親が児童虐待を正当化する根拠として本条が使われる懼れがあると同時に、かかる解釈が広く受け入れられているものと考えられる。

日本も1994年に批准している「児童の権利に関する条約」は、その第19条第1項におい

て、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待(abuse)、放置(negligent treatment)若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、社会上及び教育上の措置をとる。」とされており、民法822条は明らかにこれに抵触する。(条約日本語訳は外務省による。)

「児童の権利に関する条約」の日本国内における履行状況を審査する国連の「児童の権利委員会」は、本年6月10日付「最終見解」において、民法の親権に関して「懲戒」の見直しを求めているので以下に引用する。(外務省訳による)

体罰

48. 委員会は、締約国に対し以下を強く勧告する；
 - (a)家庭及びその代替的監護環境を含む全ての環境における、体罰及び児童の品位を下げるあらゆる形態の扱いを法律により明示的に禁止すること、
 - (b)全ての環境において、体罰の禁止を効果的に行うこと、(以下略)
49. 国連事務総長による児童に対する暴力に関する調査(A/61/299)に関し、委員会は締約国に以下を勧告する。(中略)
 - (b)特に以下の勧告に注意を払い、児童に対するあらゆる形態の暴力を排除するための調査の勧告の実施を優先させること；
 - (i)児童に対するあらゆる形態の暴力を禁止すること、(以下略)

児童虐待とネグレクト

56. 委員会は、児童虐待を防止するメカニズムを規定し、強化する児童虐待防止法及び児童福祉法の改正をはじめとする取組を歓迎する。しかしながら、委員会は、民法において「包括的な支配」(comprehensive control)の実行の権利を与える「親権」の概念及び過剰な親の期待は、児童を家庭での暴力の危険に晒しているということに引き続き懸念を有している。(引用終わり)

尚、児童虐待防止法全般については親権以外の課題が多く含まれているので、これに対する当協会の意見陳開は別の機会に譲ることとします。

以上

写し：国際連合児童基金（ユニセフ）

事務局長 アンソニー・レーク殿